

令和元年第8回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和元年11月11日(月) 午後1時30分から午後3時00分

2. 開催場所 鳥取市民交流センター 多目的室1

3. 出席委員 (22名)

会長	3番	濱田 香	会長職務代理者	9番	田 洸 緑
委員	1番	家根 宗 継	委員	13番	岩山 永 正 司
"	2番	川上 信 温	"	15番	山 口 三 子
"	4番	谷口 伸 樹	"	16番	福田 淳 一
"	5番	小林 一	"	17番	加藤 藤 修
"	6番	大西 淳	"	18番	柳田 和 廣
"	7番	石谷 隆	"	19番	田中 和 美
"	8番	山田 準 二	"	21番	福安 安 川 重 修
"	10番	建部 憲 二	"	22番	砂川 重 雄
"	11番	小林 勉	"	23番	福田 東 和 彦
"	12番	猪口 実	"	24番	福安 東 和 彦

4. 欠席委員 (2名)

委員	14番	香川 恵	委員	20番	村田 幸 範
----	-----	------	----	-----	--------

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員：13名)

旧市	山田 義 光	旧市	霜田 英 之
邑美	有本 知 勝	邑美	下田 義 男
高草	依藤 利 一	湖南	上根 邦 十 郎
湖東	小松 和 幸	国府町	澤田 富 雄
福部町	山里 富 久	河原町	徳田 富 寿 秋
気高町	角田 完 夫	鹿野町	谷 口 和 人
鹿野町	原 田 一 夫		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第 43号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 44号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 45号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 46号	非農地証明について
議案第 47号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第 48号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (2) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 蜂谷局長補佐 堀係長 坂本主任 川口主事 森下(臨)

8. 会議内容

議長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和元年度第8回農業委員会総会を開会します。まず、定足数の確認をします。農業委員24名中、現在22名の出席ですので、会議は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名委員には、1番 家根委員、2番 川上委員を指名します。</p>
会長職務代理	<p>会長から一言お願いします。</p>
議長	<p>本日は新しい庁舎での開会ということで、よろしく申し上げます。</p> <p>9月から大きな台風が連続して来て大変大きな被害が出ています。日に日に農業関連の被害の報告が大きくなっており、5,700億円を超える被害になっているそうです。気候に左右されて自然に向き合う農業者の大変さを改めて痛感しています。一刻も早い経営の再開ができることを願っています。それでは関連の報告をしたいと思えます。</p> <p>事前に送付してありましたのでご存じだとは思いますが、10月18日に県農業会議の臨時総会、理事会が水明荘で開催されました。これは上場重俊前会長の辞任ということで新会長に智頭町農業委員会会長の小林会長が新しく農業会議会長に就任されました。また、鳥取市の上田壽一農地利用最適化推進委員が農業会議の理事に就任されました。上田壽一農地利用最適化推進委員は、鳥取県農業共済の理事でもありますことを報告させていただきます。</p> <p>10月25日に私、会長職務代理、事務局、農政企画課の職員、計4名で農業者年金加入推進会議の研修に参加しました。その時に加入推進の目標達成度合いが全国で2位となったことから表彰されました。この実績は平成30年度のものになりますが農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局により大きな実績をあげてもらっています。委員からの声掛けを行っていただいて、あとから事務局より詳しい説明をしてもらうという流れで12組の加入実績につなげることができました。皆さんもこの人にはという人にはこれからも声掛けを行っていただきたいと思えます。</p> <p>また同日、これまで検討を重ねた意見書を私と職務代理で谷村農林水産部長に提出を行っております。</p> <p>今後の予定として、11月21日、22日に女性農業委員会委員の研修、中四国ブロック会議になるのですが広島の方で開催されますので参加します。私と会長職務代理者、山田農地利用最適化推進委員の3名の予定です。</p> <p>また、11月28日、29日に全国会長大会が東京で開催されますので参加予定としています。</p> <p>それから残念なお知らせがあります。全国農業ネットワーク機構、全国農業会議所から通達があって農業委員等への綱紀粛正についてということで奈良県と大分県のほうで農地転用等の見返りに現金数十万円を受け取ったとして収賄の疑いで逮捕者が出ています。このことについて皆さんにぜひ周知しておいてほしいとのことです。</p> <p>委員等の綱紀粛正の徹底については、今一度農業委員会組織が担っている職務の重要性を認識していただき、改めて農業委員会が法令を遵守し公正な職務の遂行に努めるよう更なる綱紀粛正を図っていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
事務局	<p>では、議事に入ります。議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>整理番号44番につきましては、菖蒲地内の畑、230㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地までの距離は約1km以内の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われれます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われれます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積40アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は58アールとなり、要件を満たしております。</p>

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。
なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

依藤委員 現況は畑として利用されております。譲受人は所有する農地も効率的に耕作されており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

家根委員 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
（質疑・意見なし）

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号44番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なし）

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号45番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号45番につきましては、鹿野町水谷地内の田6筆、畑3筆、8,602㎡を贈与により所有権移転するものです。
申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地までの距離は約1km以内の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。
なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は291アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。
なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

原田委員 譲受人は水稻と白ネギを栽培しており、今回の取得する農地も同様に耕作されますので、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

砂川委員 推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。

		(質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号45番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号46番を審議します。事務局の説明を求めます。 整理番号46番につきましては、鹿野町水谷地内の田2筆、畑1筆、4,062㎡を贈与により所有権移転するものです。 申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。 農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、 譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地までの距離は約1km以内の集落内に位置しており、通作にも問題ありません。 なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われまます。 次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、 申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、 現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われまます。 次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、 申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は53アールとなり、要件を満たしております。 最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、 申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。 なお、農地法第3条第2項第2号(農地所有適格法人要件)、同第3号(信託の引受けの禁止)及び同第6号(転貸または質入れの禁止)には該当しません。 以上で説明を終わります。
議 長		では、担当推進委員の報告をお願いします。
原田委員		譲受人は所有する農地も効率的に耕作されており、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長		引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
砂川委員		推進委員の報告のとおりで、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。
議 長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号46番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第44号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局		議案第44号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。 整理番号10番につきましては、墓地を転用目的とするものです。

申請地は、河原町水根地内の畑1筆、210㎡のうち83.34㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。
申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。
申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

徳田委員 担当農業委員と現地確認しました。現地を確認したところ、申請地は、住宅地と果樹園と田んぼに囲まれていて、田んぼと墓地予定地の間には、農道があり、墓地は田んぼに与える影響は少ないと思います。果樹園と墓地予定地の間が10mくらい空き地があるので、果樹園に迷惑はかからないと思います。個人の住宅が申請地の南西方向にあるんですけど、何年か前から住んでいないが、生け垣の高いのを残したままになっています。
転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

猪口委員 担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号10番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号11番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号11番につきましては、墓地を転用目的とするものです。
申請地は、松原地内の田1筆、945㎡のうち126㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

上根委員 10月30日に担当農業委員と現地確認しました。
田から一部を転用して残った農地は、所有者が維持管理をしていく、また、地域の実行組合も含めて集落と一緒にあって維持管理していくと言っておられるので、問題ありません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

福田淳委員 担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。現地はグランドピアノみたいなちょうど細長いところで、トラクターが一回通ってもらったら終わりで、走らせることもできない、その程度のところで、そこが荒廃するのはやむを得ないと思います。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号11番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

では議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号26番、27番は関連していますので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第45号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

整理番号26番、27番につきましては、先ほど審議のあった農地法第4条整理番号第11号と一体的に転用するもので、墓地を転用目的とするものです。
整理番号26番の申請地は、松原地内の田1筆、945㎡のうち7.50㎡です。転用農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。
申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。
整理番号27番の申請地は、松原地内の田1筆、945㎡のうち7.50㎡です。転用農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。
申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

上根委員 10月30日に担当農業委員と現地確認しました。先ほど審議をした農地法第4条整理番号第11号と同じく、転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

福田淳委員 先ほど審議した墓地に、墓が3基並ぶ親戚一同ということで、担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号26番、27番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号28番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号28番につきましては、駐車場を転用目的とするものです。
申請地は、鹿野町乙亥正地内の田1筆、127㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。
申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。
申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

谷口和委員 月末に担当農業委員と現地確認しました。申請地は、私の近所でございます。3月末に息子さんが家を建てられまして、お父さんの田んぼでありまして、駐車場を作りたいということで、現地を見ました。現状としては畑として使っております。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。

議長 引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。

砂川委員 担当推進委員の報告のとおりで、転用することに問題ないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号28番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

続きまして整理番号29番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号29番につきましては、事務所、車庫を転用目的とするものです。申請地は、福部町箭浜地内の田1筆、712㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。

議長 本日は、担当推進委員と担当農業委員2名とも欠席ですので、小林勉委員の報告をお願いします。

小林勉委員 担当農業委員から11月9日に電話がありまして、総会当日は都合が悪く出席できないため、一緒に現地確認しましょうということになりまして、一緒について行きました。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号29番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号30番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号30番につきましては、駐車場を転用目的とするものです。申請地は、八坂地内の田1筆、436㎡です。農地区分は、第1種農地、集団農地に該当し、許可根拠は、既存施設の拡張です。申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。
以上で説明を終わります。

議長 では、担当推進委員の報告をお願いします。

下田委員 この件につきましては、令和元年9月に行われました第6回の農業委員会総会で農振農用地からの除外が認められております。
譲受人の駐車場が手狭となったので、拡張するというご事情をございまして、転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。

議長 担当農業委員欠席ですので、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号30番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号31番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号31番につきましては、資材置場を転用目的とするものです。申請地は、教津地内の田2筆、合計面積が2,922㎡です。農地区分は、第1種農地、集団農地に該当し、許可根拠は、既存施設の拡張です。申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。
以上で説明を終わります。

議長 担当推進委員が欠席ですので、担当農業委員の報告をお願いします。

岩永委員	この件は、譲受人が今やっている事業の廃棄物回収の資材置場を拡張するというので、隣に用水路がありまして、そちらの方は擁壁をして囲いをするということで、水路の方にゴミがいくことはありません。 転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 31 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では議案第 46 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 46 号非農地証明について説明します。 整理番号 84 番の申請地は、正蓮寺地内の畑 1 筆、227㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
有本委員	11月8日に事務局と現地確認しました。申請地の現況は、耕作放棄された雑種地となっております。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	担当農業委員は欠席であるため、担当推進委員の報告をもって、担当農業委員の報告と代えさせていただきます。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 84 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号 85 番は整理番号 86 番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号 85 番の申請地は、円護寺地内の畑 4 筆、合計 140㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号 86 番の申請地は、円護寺地内の畑 1 筆、183㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
山田義委員	10月29日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、進入路も無く雑草・雑木が繁茂し、山林原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
会長職務代理者	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
濱田委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号 85 番および 86 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。続きまして整理番号８７番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号８７番の申請地は、気高町睦逢地内の畑２筆、合計２９０㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
角田委員	１１月８日に事務局と現地確認しました。申請地の現況は、自宅の裏側に位置しており、雑木が繁茂し、山林化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
田中和委員	担当推進委員の報告のとおりであり、太さ３０cm以上の雑木が繁茂しておりましたので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号８７番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。続きまして整理番号８８番は整理番号８９番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号８８番の申請地は、国府町宮下地内の畑１筆、６６㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号８９番の申請地は、国府町宮下地内および国府町奥谷一丁目地内の畑３筆、合計１，８２９㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
澤田委員	１１月６日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、山の谷間に位置しており日当たりが悪いため、雑草が繁茂し、原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
福田収委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号８８番および８９番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。続きまして整理番号９０番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号９０番の申請地は、湖山町南五丁目地内の畑１筆、２６㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から２０年以上経過しているというものです。以上で説明を終わります。
議 長	では、担当推進委員の報告をお願いします。

小松委員	11月8日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、申請地に隣接する宅地と一体的に駐車場として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
川上委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号90番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号91番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号91番の申請地は、鹿野町水谷地内の田5筆、畑1筆、合計1,848㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため自然潰廃および人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議長	では、担当推進委員の報告をお願いします。
原田委員	9月26日に担当農業委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、平成4年頃のは場整備事業の区域外となつてからは雑草・雑木が繁茂し山林原野化しており、一部はコンクリート舗装された道路敷地となっております。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地および人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議長	引き続きまして、担当農業委員の報告をお願いします。
砂川委員	担当推進委員の報告のとおりで、承認することに問題ないと判断します。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号91番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第47号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第47号鳥取市農用地利用集積計画について説明します。 鳥取市長から、令和元年11月26日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規25件、更新6件、合計31件で、面積は、田55,933㎡、畑13,277㎡、その他7,029㎡、合計76,237㎡です。 権利種別の内訳は、賃借権12件、使用貸借による権利19件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第47号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第48号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第48号鳥取市農用地利用配分計画について説明します。 鳥取市長から、農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。 これは、農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項に基づき、鳥取市が作成した農用地利用配分計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。 今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田181,648㎡、畑5,050㎡。権利種別の内訳は、賃借権91件、使用貸借による権利43件となっています。 農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第48号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
	報告事項 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について (2) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について (3) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (4) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議 長	その他報告事項につきまして、事務局ありますか。
事 務 局	特にありません。
議 長	それでは検討事項がありますので事務局お願い致します。
事 務 局	失礼します。議案書で送付しておりました。今年度の毎年中部の方である研修大会、こちらは講師の都合がつかないとのことで、農業会議より今年度は延期ではなく中止との連絡が入っています。鳥取市農業委員会として、独自に研修の方を行いたいと考えております。事務局の案としては次の総会の午前中を考えていますが皆様のご意見いかがでしょうか。 「何がありますか」と呼ぶ者あり。
事 務 局	今年度また、10月以降、人・農地プランの本年度実施化に向けた取り組みをされていますので、人・農地プランを実施する前に、農業会議と担当課に来ていただいて研修を行いたいと考えております。いかがでしょうか。

議	長	次の開催は12月11日になっています。11日は何曜日ですか。皆さんご都合はいかがでしょう か。水曜日です。当日は午前中に研修を行うという考えですが、予定はがいかがでしょう か。 人・農地プランの実施ですけれども、新聞等々では事例がたくさん載っていて読ませてい ただいて焦りを感じています。実際は地域で皆さんが具体的に動いていただかなくてはいけ ない時期がきておりますので、しっかりと研修をしていただいて、今回は実際の研修はない ですけれども動ける時期になりましたので、しっかりと仕事をしていきたいと思っています。 農政企画課の人・農地プランの担当ですけど、一緒に研修をして、地元において話し合い活 動ができるようにしたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。 人・農地プラン、特に農地利用最適化推進委員さんは総会の方は任意で出席していただい ていました。地域に根ざしてよく分かっておられるのが推進委員さんですので、全員参加で 研修をしたいと思っておりますが、12月11日に開催でよろしいでしょうか。
	田中委員	いきなり人・農地プランについて話し合いをしましょうと言われますが、人・農地プラン の現場の状況はいつ話しをされたんですか。農業委員会としてそれを初めにやってから行政 に対してのものを言ったり、意見交換ではないんですか。
議	長	まとめたものは、4月の中締め至今已までに行われた人・農地プランの結果、農地の状況は 皆さんに配布して研修の方もしましたが、これも大切なんですけど、もうすこしエリアを小分 けた話し合い活動ですとか、地域に根差したものをあらためて農業者の方に進めていき たいと、いわゆるマッチングも進めていかなければならないので、そういう話し合いも持っ ていこうという研修です。
	田中委員	人・農地プランは行政の方が主になってやっていますね。なぜこれが現場で実行されない か。会長が言われたように、農業新聞等では他の方はかなり進んでいるが、なぜ鳥取県は進 んでいないのか。その辺について話し合いをされたんですか、自分の方では記憶が薄い ですよ。現場の状況でどのようなことが問題になっているのか。特に鳥取市のこれだけ 拡大した、農地の方の情報集めからいろんなことをいつ検討されたんですか。3月4月に しましたからそれを持ってやりましょうですか。
議	長	そういうことを主体的に進めるのが私たちの仕事であって、声掛けですとか主観だ ったりは、本来は私たちがしなければならぬ仕事だったと思います。
	田中委員	その結果が話し合いでしょ。基本的に。
	事務局	今、田中委員の方から意見をいただきました。農業委員会の方で人・農地プランに 参加するのに、どのような進め方、どのような着眼点で進めていくかということ を、研修において再確認し、求められている実質化に向けた、プランを実行する ためのものですので、よろしくお願いします。
議	長	地域での問題、課題を新たに話し合いの場を持って行かなければ解決に結びつか ないの、誰の農地が耕作できなくなっていて、誰が持てそうかということは、 地域におけないと話し合いができないので、担当の地区で持って活動してい こうと思っています。 「どのようにしますか」と呼ぶ者あり。
議	長	たくさん事例もありますが、どれなら自分ができそうか、糸口を探ってい って、地域に戻ってしっかり仕事をしていただきたいと思っておりますが、 そのための研修ですので研修会は必須だと思っておりますので、よろしく お願いします。 「開催は何時からですか」と呼ぶ者あり。
	事務局	先ほど農業会議・農政企画課を担当課と申しましたが、話はしてありますが、 想定としては10時を予定していますが、開催内容・開催時間：場所は別途 ご連絡を差し上げますので、よろしくお願いします。
議	長	よろしいですか。そのような日程を組ませていただきますので、よろしく お願いします。その他、何かありますか。

猪口委員	<p>後継者がなくなって誰か耕作をしてくれる人はいないだろうかとか問題が多い。個別にこの話しをして後継者を見つけて探すんですけども、いないということで、今年1年で1町近い耕地が荒廢地になりかけているんですよ。この後継者探しをどのようにやったらいいのか皆さんに聞きたいのですが。</p> <p>農政がいろいろ対策を考えて、中間管理機構だとかもろもの補助金事業があっても、取り組んだ認定農家を受けてやられている人もいますけども、70歳を過ぎて自分自身ができなくなって、この人自身は経営面積を減らしたい。新規の就農者も出てこない。田を作ってくれといったんですが、今年は収量が少なかった。千代川の濁水によって水路の水がとれなかった。このような対策をどうすればいいのか聞きたい。農村での専業が少なく、農村でなく集落になっている。人・農地プランについても中間管理事業にしても地域で問題になっていることは何かを考えないといけない時期に来ている。上から言われてこんな事業がりますといわれても考えに差がありミスマッチが多いように思います。</p>
議長	<p>集落がなくなっていきそうな勢いの所もたくさんあるので、そういったところも含めて話し合いの中で何か解決できる手腕が出てくるかもしれないですし。他面とかの活動につながっていき、地域全体で自分の集落をどうやって継承して残していくか考えないといけませんし、それぞれの担当地域や状況が違いますのでまずは把握することが大切で、話し合いを行っていくというのが、人・地プランの1番のスタートだと思いますので、現状把握と話し合いから始めて行きましょう。猪口さんよろしくお願いします。地域で農業委員の方は話し合いの中でコーディネーターをやっていただくという役割がありますので、皆さんへの意見をしっかりと引き出していただき、話し合いを持っていただきたいと思います。よろしく願います。</p>
福田収委員	<p>市の担当の方が農地に対する予算を取ってくれるか。補助金も何もかも打ち切られて、条件の悪い水田を受けてやろうかという大型農家は絶対いせんので、ここを管理するだけでもこれだけプラスになるという計算ができればすると思います。それが立たない以上農業委員が推進委員がどうのこうのと言ってもお前がしろということで終わりです。</p>
議長	<p>受け方の意見もしっかりお聞きする必要がありますね。</p>
会長職務代理者	<p>次回は、令和元年12月12日（木）です。 以上で第8回農業委員会総会を終了します。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後3時00分</p>

会議の経過を記載して、相違ないことを証明するためここに署名する。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員